

新居浜工業高等専門学校外部資金受入審査委員会規程

平成19年3月15日規程第3号

最終改正 平成31年3月4日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、外部機関等からの本校における教育、研究及び管理運営のための資金の受入れ等について審査するため、外部資金受入審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審査事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査し、その結果を校長に報告する。ただし、各種財団等が公募する助成金等に採択されたもの及び本校技術振興協力会からの寄附金については、この限りでない。

- (1) 共同研究の受入れに関する事。
- (2) 受託研究の受入れに関する事。
- (3) 寄附金の受入れに関する事。
- (4) その他外部資金に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高度技術教育研究センター 研究推進部門長
- (2) 当該外部資金による研究等を担当する教員が属する学科・科の主任
- (3) 事務部長
- (4) 校長が特に必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を行う。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務課が処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年3月10日 一部改正）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日 一部改正）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。